

平成 27 年度

事務所だより 第 3 号

平成 27 年 10 月 29 日

益田教育事務所

歩き続ける弟

指導主事 和田 政幸

次のような映像をご想像ください。

高原の一本道。男の子と制服の女の子が歩いている。
女の子は、「ずいぶん歩いたので休んだら？」と声をかける。
しかし、男の子は、「休むわけにはいかない。兄が忘れ物を
届けてくれるまで。」と言う。何の忘れ物かと聞かれると、
「さあ？」という返事。大雨が降り出しても、女の子が転んでも、
男の子は構いもせず、ひたすら歩き続ける。雨宿りをしようと制止されそうになると「私は、
分速 75 m を変えるわけにはいかないのです。」と叫び、それを振り切る。そこへ後方から
自転車でやってくる兄の姿が。それでも歩みを止めない弟。どうして止まらないのかと尋ね
られ、弟は答える。「それが数学の問題の使命なのです。」
教室の場面に切り替わり、一人の女子生徒がテストの問題に悩んでいる。



これは、ある進学塾のテレビCM(地域限定)です。『分速 75 m で家を出た弟に、
分速 250 m で自転車に乗った兄は何分後に追いつくか。ただし、兄は弟の忘れ物
を届けに 1 時間後に家を出たものとする。』という問題を見て女子生徒が頭の中に浮
かんだ物語を面白く描いているのです。初めて見た人は思わず笑ってしまうに違い
ありません。しかし私は、子どもたちがこういうイメージをもてるような「速さ」
の指導ができていただろうか、と反省させられました。

算数・数学で「速さ」の問題を考える際、そこには究極の理想化された世界があ
ります。「車が時速 60 km で進む」「40 m を 8 秒で走る」などは、発進から停止ま
で一定の速度で進むことが前提です。しかし、子どもの体験では、車や人は等速で
進んでおらず、車は信号で止まることもあるし、走れば後半は疲れて遅くなると考
えるのが自然です。教科書の問題と現実にはズレがあることになります。ならば、
こうしたズレを出し合い、理想化することのよさを理解し、算数・数学の問題とし
て認めていく時間が必要です。そして初めて、“教科書の問題”は“自分の問題”に
なるのではないかと思います。CMの女子生徒は、正解までたどりつくかどうかは
わかりませんが、少なくとも「速さ」をイメージし、問題を自分の中に取り入れる
力があると言えそうです。

算数・数学にはたくさんの文章問題が出てきます。立式ができて答えが合ってい
れば、その子は理解していると考えがちですが、もしかしたら、意味もわからず問
題文の数字を拾っているだけかもしれません。問題の世界と自分の世界がつながっ
ていない子は意外に多いのかもしれない。場面が自分なりに浮かび、イメージが
もてること。この力はとても大事だと思います。絵や図を描く、話を作る、体を動
かす、ズレを探すなど、自分の問題にするための働きかけを授業でもっと取り入れ
てみてはどうでしょうか。そうすることで、考えようとする意欲が生まれたり、授業
の本質の理解へとつながったりすることがあるのではないのでしょうか。

私が子どもの頃通っていた小学校は、1学年30名程度の学校でした。帰宅後や休日、小学校の校庭に行くと、必ずと言っていいほど誰かがいました。学年、男女を問わず、集まった者で何かの遊びが始まりました。その遊びはもちろん「楽しい」ものであったのですが、「鍛えられる」ものでもありました。それは6年生も1年生も同じルールで行われていたからです。大怪我をしない程度に上学年は加減をしますが、負け続けるのはいつも決まって下学年でした。何時間もずっと鬼だった子の中には、泣き出す子もいました。それでも下学年は一緒に遊ぶことを望んでいましたし、上学年も決して拒否することなく仲間に入れていました。一体それはなぜだったのでしょうか。自分の記憶を遡ってみたいと思います。

下学年の時の自分



① 上学年の優れた技が見えた（盗めた）。

ボールの投げ方・受け方。フェイントのかけ方。鬼ごっこでの追い込み方・逃げ方、靴の飛ばし方、木の登り方、魚釣りの仕方、餌の取り方・・・etc。

② 頼りになった。憧れていた。

困ったときに助けてくれた、慰めてくれた（泣いたらとりあえず鬼は解放）。仕草やものの言い方がカッコイイ。話が面白い。新しい遊びが分かった・・・etc。

③ 大きくなった気がした。

同じ土俵で遊んでいたから、上学年と同じレベルになったと錯覚した。下学年扱いをほとんどされないのがうれしかった。（ただし、泣いた時、怪我をした時を除く）

上学年の時の自分

① いい格好ができた（自尊感情が高まった）

ちょっとしたことでも「すごい!」「さすがあ」という賞賛の声や「ありがとう」という感謝の声が上がった。

② 大将気取り

下学年が慕ってくれた。それに応えて、みんなを楽しませようとしていた。みんなの楽しんでいる姿を見ると、「俺の（俺たちの）力だ」と自画自賛していた。もちろん軽い自己嫌悪に陥ることもあった。

③ 当たり前のこと

多数で遊ぶことが楽しいのは下学年の頃からの経験で当たり前だと思っていた。自分たちがしてもらっていたことを、同じようにしてただけ。

こうして昔の記憶を整理してみると、私が小学生の頃「遊びを通して経験したこと」は、現在の「仕事を通して経験していること」とよく似ていることに気がつきました。職場（学校）の中には、20代から60代（場合によってはそれ以上）までのいろいろな年代の方がいらっしゃいます。もちろん、人間力や教師力には年齢の区別はありませんが、経験に裏付けされることも多々あります。私たちは同じ職場（学校）で共に働く人たちと、毎日、互いに学び合いを行っているのではないのでしょうか。先進地の視察もいい。教育書を読みあさるのもいい。研修会に参加することも必要。だが、忘れてはいけないのは『よい学びは近くにある』こと。子どもたちに負けないように『互いに学び合い高め合うこと』を進めていきたいと思う今日この頃です。

益田市「つろうて子育てプロジェクト」で広がる子縁（こえん）の輪！

益田市教育委員会 派遣社会教育主事 谷上 元織

益田市教育委員会では、学校・家庭・地域が一体となって子どもの育ちを支えていくため、昨年度より「つろうて子育てプロジェクト（TKP）」を実施しています。このプロジェクトは、次世代を担う青少年（就学前から高校生）が、益田の良さを感じたり、地域活動したりすることなどを通して、将来社会に貢献できる自立した大人になることをめざしています。一方で、このプロジェクトにかかわる大人が、自分の学びを活かしたり、大人同士のつながりをつくったりすることで、大人自身の成長や地域づくりにつなげていきたいと考えています。子縁（こえん）によって、新しいつながりを生み出し、子育てパートナーとしてプロジェクトに参画する方を増やしていく取組です。

○おもちゃインストラクター養成講座

昨年度、プロジェクトを推進する中で見つかった課題は、具体的な指導法や、活動の場づくり・運営についてでした。そこで今年度は、「おもちゃ」「運動遊び」「野外活動」をテーマとして、指導力を身につけ、実際に活動することのできる指導者養成研修を計画することにしました。「おもちゃインストラクター養成講座」は、その研修の1つです。

東京おもちゃ美術館のおもちゃコンサルタントを講師に招き、身近な素材を使ったおもちゃを作って、実際に遊んでみることを通して、「自由に遊ぶ力」や「遊びをつくりだす力」の引き出し方について学びました。

受講後のアンケートには「作ったおもちゃで一緒に遊ぶことで、みんなと心が通じたような気がして言葉にできないあたたかい気持ちになりました。一人でも多くの子どものこんな気持ちを味わってもらいたいと思いました。」という感想がありました。楽しく学んで技能を身につけたことで、受講者の皆さんは、「この楽しさを子どもたちに伝えたい」という実践意欲をもつことができました。

講座後、おもちゃインストラクターとなった皆さんは、ボランティアハウス（放課後子ども教室）や長期休業中の公民館活動、また、お祭りなどでおもちゃ作りの場を設け、学んだことを活かしながら活躍しています。さらに、情報交換やスキルアップを目的に、インストラクターが集い、ゆったりと学び合う場、「おもちゃカフェ」を開催しました。インストラクターの希望で実現したこの取組では、インストラクター相互に講師役を務めました。

子どもの活動を豊かにしようと集まった大人たちは、学びと実践を通していきいきと輝きはじめました。そして、新たなつながりをつくり、さらに互いを高めあっています。



5月30日～31日 おもちゃインストラクター養成講座

学校における「合理的配慮」とは？

指導主事 杉原 貴宏

2006（平成18）年12月、障害者権利条約が国連で作られました。障がい者のために新しい権利を作ったわけではなく、障がい者が社会の一員として尊厳をもって生活できることを目的にしています。日本でも批准に向けて、障害者基本法の改正

（2011）、障害者総合支援法の成立（2012）等の制度改革が行われました。そして、2014（平成26）年批准しました。この制度改革の中で「障害者差別解消法」が成立しました。2016（平成28）年4月より施行されます。この法律は、「障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくること」を目指して作られました。この「障害者差別解消法」で「合理的配慮」ということがうたわれており、今、「合理的配慮」という言葉が様々な場面で聞かれるようになりました。ところで、「合理的配慮」とは何でしょうか？みなさんご存知ですか？

「合理的配慮」とは簡単に言うと、「障がいのある人が他の人たちと同じスタートラインに立つために、すでにある環境や条件に対して、障がいの特性に合わせた『変化』をつけることを、お金や努力などの負担がかかりすぎない範囲で行うこと」です。学校におけるユニバーサルデザインを取り入れた授業もまさにその一つといえます。具体的な例として以下のようなことが挙げられます。

【読むこと】の困難さ…・漢字にルビを振る

- ・（テストの際）監督者による問題文の読み上げを行う

【書くこと】の困難さ…・手書きの代わりにワープロを使用する

- ・音声認識ソフトを使用する
- ・（テストの際）監督者による口述筆記を行う

【計算】の困難さ…・電卓を使用する

- ・単位についての換算表を提供する

【注意集中の持続】の困難さ…・内容を分割して適切な量にする

- ・見える範囲に必要な物だけ置く …etc

「障害者差別解消法」では「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮をしないこと」は禁止されており、2016年4月から法的に義務化となります。したがって、学校における「合理的配慮」とは、学校の「好意」として行うものでなく、子どもの「権利」であることを自覚しなければなりません。学校でよく聞かれる「一人だけ特別なことはできません！」とか「みんなと一緒にのことはしなければなりません！」ということは、特別な配慮を要する児童生徒への支援に関して、認められなくなるのです。

そのため、児童生徒の現実生活での困難さ、現象面とその背景を適切に捉えながら、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」「引継書」の作成において、本人、保護者、関係諸機関を交えて「合理的配慮」について考え、盛り込み、取り組んでいくことが一層必要になってきます。つまり、「私はこうしてほしい」との配慮の要請について、学校はより真摯に向き合うことが求められます。「話を聞いて、板書をノートに写す」「テストは印刷された文章を読んで書く」等の従来の学校の授業、テストに対するスタイルや考え方を児童生徒の状態像に応じて見直していく必要があります。ただ、「お金や努力などの負担がかかりすぎない範囲で行うこと」なので、本質的な学習要件を免除したり、財政上管理上甚だしい負担が生じたり、個人的なサービスの提供になったりするのは該当しません。